

土地境界に関する専門家の
土地家屋調査士が
お手伝いをいたします。



境界確認の立会を求められたら？

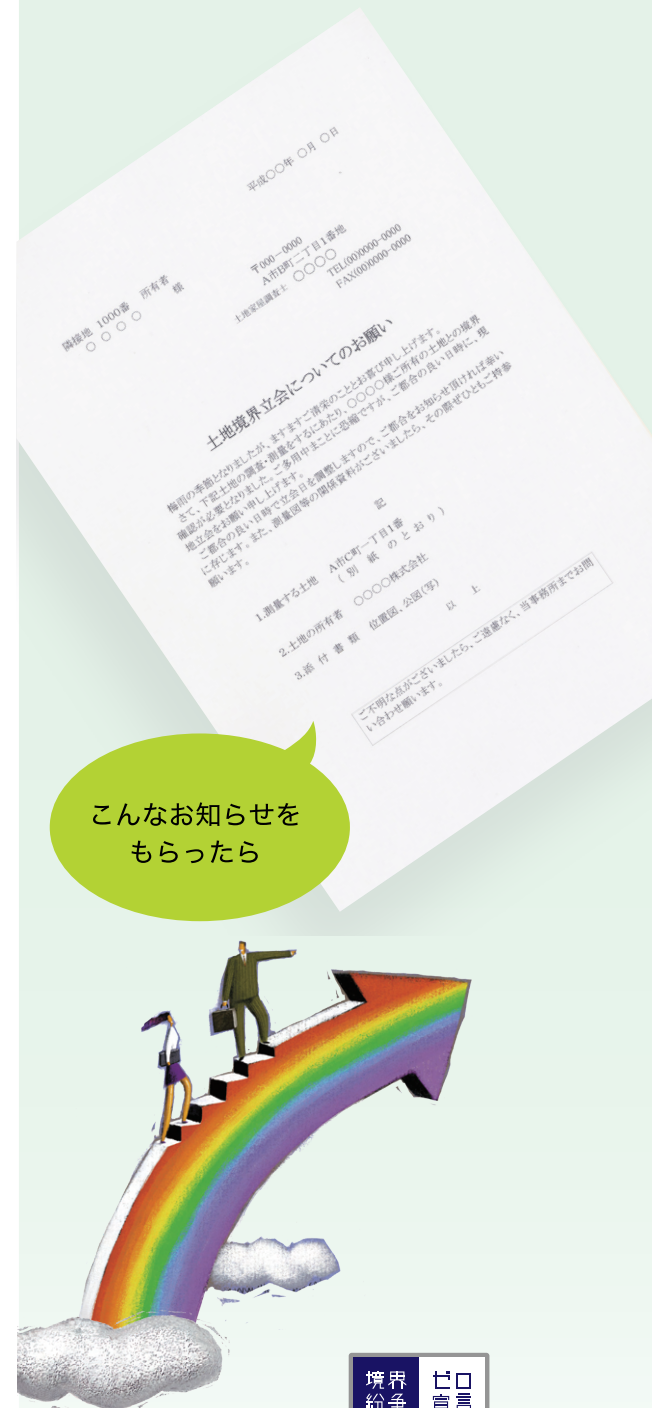
土地家屋調査士会

会 名	電話番号
札幌土地家屋調査士会	011-271-4593
函館土地家屋調査士会	0138-23-7026
旭川土地家屋調査士会	0166-22-5530
釧路土地家屋調査士会	0154-41-3463
青森県土地家屋調査士会	017-722-3178
岩手県土地家屋調査士会	019-622-1276
宮城県土地家屋調査士会	022-225-3961
秋田県土地家屋調査士会	018-824-0324
山形県土地家屋調査士会	023-632-0842
福島県土地家屋調査士会	024-534-7829
茨城県土地家屋調査士会	029-259-7400
栃木県土地家屋調査士会	028-621-4734
群馬県土地家屋調査士会	027-253-2880
埼玉県土地家屋調査士会	048-862-3173
千葉県土地家屋調査士会	043-204-2312
東京都土地家屋調査士会	03-3295-0587
神奈川県土地家屋調査士会	045-312-1177
新潟県土地家屋調査士会	025-378-5005
富山県土地家屋調査士会	076-432-2516
石川県土地家屋調査士会	076-291-1020
福井県土地家屋調査士会	0776-33-2770
山梨県土地家屋調査士会	055-228-1311
長野県土地家屋調査士会	026-232-4566
岐阜県土地家屋調査士会	058-245-0033
静岡県土地家屋調査士会	054-282-0600
愛知県土地家屋調査士会	052-586-1200
三重県土地家屋調査士会	059-227-3616
滋賀県土地家屋調査士会	077-525-0881
京都府土地家屋調査士会	075-221-5520
大阪府土地家屋調査士会	06-6942-3330
兵庫県土地家屋調査士会	078-341-8180
奈良県土地家屋調査士会	0742-22-5619
和歌山県土地家屋調査士会	073-421-1311
鳥取県土地家屋調査士会	0857-22-7038
島根県土地家屋調査士会	0852-23-3520
岡山県土地家屋調査士会	086-222-4606
広島県土地家屋調査士会	082-567-8118
山口県土地家屋調査士会	083-922-5975
徳島県土地家屋調査士会	088-626-3585
香川県土地家屋調査士会	087-821-1836
愛媛県土地家屋調査士会	089-943-6769
高知県土地家屋調査士会	088-825-3132
福岡県土地家屋調査士会	092-741-5780
佐賀県土地家屋調査士会	0952-24-6356
長崎県土地家屋調査士会	095-828-0009
熊本県土地家屋調査士会	096-372-5031
大分県土地家屋調査士会	097-532-7709
宮崎県土地家屋調査士会	0985-27-4849
鹿児島県土地家屋調査士会	099-257-2833
沖縄県土地家屋調査士会	098-834-7599



日本土地家屋調査士会連合会

www.chosashi.or.jp



境界
紛争
ゼロ
宣言

土地家屋調査士



境界確認の立会とは

土地の境界（筆界）を隣り合った土地の所有者が実地に確認しあうものです。一筆の土地と隣接する他の土地との境を所有者同士がお互いに確認しあうことによって境界線が明確になり、お互いの利益にもなります。

境界が確認できたら、境界確認書（筆界確認書）と筆界確認情報を示す図面を作成して、双方で保管しましょう。後日の、万一の境界紛争を未然に防ぐことにもなります。

境界確認の立会にあたって用意していただくもの

法務局備付けの図面（法第14条地図や地積測量図）が最適です。法務局に図面がないときは、以前に測量した際の図面や建物建築時の図面が権利証などと一緒に保管されているかもしれません。図面等がなくてもお年寄りの方などから境界についての話を聞いておくことも参考になります。立会の前には少しでも多くの情報を得ておくことが大切です。



境界立会を求められたら…

土地の境界を明確にできるチャンスですから、ぜひご協力ください。不明確だった境界も明らかになるかもしれません。関心がないなどといって放っておくと、後日紛争に発展しかねませんし、隣家との関係に影響が出る可能性もあります。もしかすると他日、こちらから境界立会をお願いしなくてはならない場合も考えられます。そのときに立会を拒まれるかもしれません。

土地家屋調査士は公平中立の立場で、どちらか一方的に有利になるようなことのないよう、客観的に妥当で、かつお互いに納得できる境界を画定するお手伝いをいたします。

もしも境界でもめごとが起きてしまったら…

ADRセンター

土地家屋調査士会が運営する境界問題相談センターでは、土地家屋調査士が土地の筆界を明らかにするとともに、境界にかかわる民事紛争の早期解決のために土地家屋調査士と弁護士が調停人として当事者間の話し合いのお手伝いをしています。

また、確認した筆界に境界標の埋設を行い、調停の合意内容に基づき登記手続きを行うなど、境界にかかわる全ての紛争解決を目指しています。

筆界特定制度

筆界特定制度は、筆界特定登記官が、土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する制度です。



自治体から境界立会を求められたら…

市町村や県や国が所有、管理する道路や水路などの境界の立会確認を求められることがあります。

拡幅などの工事で直接かかわる場合もあれば、自治体によっては、公共のものである道路や水路の幅を確保するため、お向かいさんの土地と道路境界の確認の際に、立会を求められることもあります。こんなときは、自分の土地と道路や水路の境界を明確にできるチャンスと思い、ぜひご協力ください。

14条地図づくり

登記所には不動産登記法第14条地図といって、土地の位置や形状を明確にした、正確な図面を備え付けることとされています。この図面は、国調地籍調査の成果図や土地改良や区画整理の確定図を備え付けるほか、法務局でも自ら作成しています。

この地図の作成も、土地の境界の立会確認が必要です。正確な地図は正しい登記、安心で安全な土地の取引に不可欠です。事前に自治会などを通じて説明会が行われますので、ぜひ参加いただき、ご協力をお願いします。

地籍調査

国土調査法に基づく地籍調査は、国の施策の下、市町村が実施機関となって行われています。この地籍調査の成果図は、不動産登記法第14条地図の最大の供給源となっています。正しい登記、安心で安全な取引は正確な地図から始まります。事前に実施機関である市町村から自治会などを通じて説明会が行われますので、ぜひ参加いただき、境界の立会、確認にご協力ください。

